

浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による 運転上の制限からの逸脱について(原因調査状況)

2018年8月6日

当社は、2018年6月5日に浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。) (B)の故障によって運転上の制限から逸脱した事象([2018年6月5日お知らせ済み](#))について、その原因を調査しております。

原因調査の状況についてお知らせします。

また、本日、これまでの原因調査の状況を原子力規制委員会の「原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合」にて報告しました。

原因調査の状況

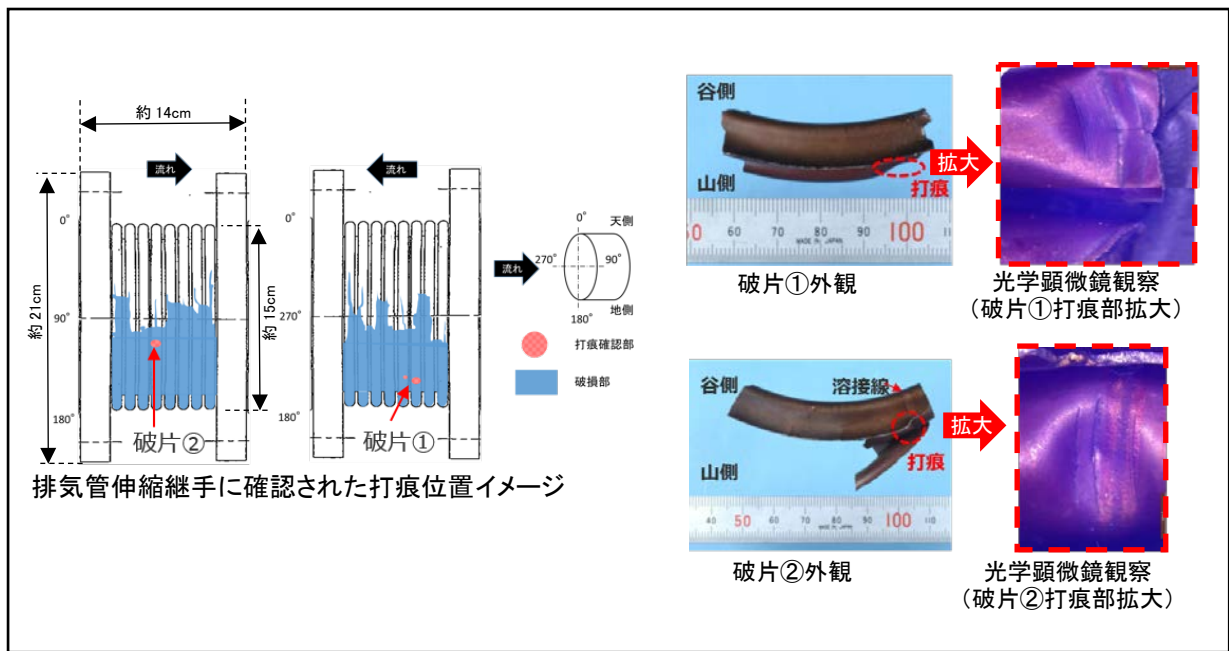
これまで、設計、製作、施工、運転管理、経年劣化、運転経験の反映の観点で、排気管伸縮継手が破損した原因調査をおこなってまいりました。

<調査項目および調査状況>

調査観点	調査項目	調査状況
設計	・設計要件の技術的妥当性	これまでの調査において破損要因となる事実を確認していない。
	・設計プロセスの妥当性(過去の不具合事例の反映を含む)	
製作	・設計どおりの材料を使用していること	これまでの調査において破損要因となる事実を確認していない。
	・製作・組立工程(溶接を含む)に問題がないこと	
施工	・排気管伸縮継手の取付け等が適切におこなわれていること	破損した排気管伸縮継手に打痕を確認した。このため、打痕が生じた状態を模擬した応力解析を実施するとともに、応力が高くなる箇所の破面観察をおこなうことで、打痕の影響を確認する。(調査中)
運転管理	・定期試験時等の手順・判定基準が適切に定められていること	これまでの調査において破損要因となる事実を確認していない。
	・設計要件を超えるD/Gの運転実績がないこと	
	・手順を逸脱した操作による設計要件を超えるD/Gの運転実績がないこと	
経年劣化	・腐食、材料劣化、振動、熱疲労、外力等の経年劣化がないこと	破損した排気管伸縮継手の一部の破片に疲労破面が認められた。このため、破面観察等により、熱疲労による破損(熱疲労割れ)の可能性を確認する。(調査中)
	・これまでの保全内容が過去の劣化事象を踏まえたものであり適切な保全がなされていること	これまでの調査において破損要因となる事実を確認していない。
運転経験の反映	・自プラントおよび他プラントにおける排気管伸縮継手に係る不適合事象について、是正処置が適切に実施されていること	これまでの調査において破損要因となる事実を確認していない。

引き続き、調査を継続し、原因を特定し再発防止対策を講じてまいります。

原因や再発防止対策については、とりまとめ次第お知らせします。



破損した排気管伸縮継手の打痕の様子

(参考資料)

[原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合 資料](#)

<これまでの公表>

■浜岡原子力発電所 5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による運転上の制限からの逸脱について
([2018年6月5日お知らせ済み](#))

■浜岡原子力発電所 5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による運転上の制限逸脱からの復帰について
([2018年6月12日お知らせ済み](#))

<原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合>

■2018年8月6日実施(原子力規制委員会 HP は[こちら](#))

以上